

## 市有財産の取得、処分並びに貸付け等に関する事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、浜松市財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例（昭和39年条例第27号。以下「条例」という。）及び浜松市中山間地域における財産の貸付けの特例に関する条例（平成28年条例第47号。以下「特例条例」という。）並びに浜松市公有財産管理規則（昭和39年規則第30号。以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定める。

### 第1章 貸付け

#### (新規貸付け)

第2条 財産の新規貸付けは、条例第4条及び特例条例第2条に該当する場合、又は市が行政上必要と認めたものに限り貸付けができるものとする。

#### (継続貸付け)

第3条 財産の継続貸付けは、次の各号のとおりとする。

- (1) 個人等民間に貸付中の財産は、将来市において必要と認められるもの、その他特別の事情があるものを除き、賃借権等を有する者（以下「借受人」という。）の資力、その他の事情を勘案のうえ売払いを積極的に推進するものとする。
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体並びに公共的団体に貸付けしている財産については、市有財産を使用することが施設の誘致条件とされているものや寄附等の経緯がある特殊なものを除き、積極的に処分に努めるものとする。

#### (貸付け地の現状変更)

第3条の2 貸付地の借受人から財産の現状を変更したい旨の書面が提出された場合において、これを承諾するときは、契約の解除等によって貸付物件を返還する際の有益費等の取扱いについて予め協議の上定めること。

#### (一時貸付け)

第4条 規則第25条第1項第6号の規定による一時貸付けは、相手方が材料置場、駐車場及び地域の公園等として短期間使用するとき貸付けができる。なお、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用は受けない。

#### (他の課の事業の用に使用させる場合)

第4条の2 区役所の区振興課長（特別の事情があると市長が認める場合にあっては、庁舎・資産管理担当課長。以下同じ。ただし、規則第22条ただし書きの規定による普通財産については、当該主管の長。）は、次に掲げる場合で特にやむを得ないと認めるときは、その管理する普通財産を他の課の事業の用に使用を承認（以下「使用承認」という。）することができる。なお、この場合は規則第23条の規定にかかわらず、次の各号のとおりとする。

- (1) 事務又は事業の遂行上、所属替の手續前に早急に使用させる必要があるとき。
- (2) 使用期間が一時的又は使用目的が臨時的であるとき。
- 2 区役所の区振興課長は、普通財産を使用しようとする課があるときは、当該課の長から普通財産使用承認申請書を提出させることとする。
- 3 区役所の区振興課長は、財産使用承認申請書の提出があった場合はこれを審査し、適当と認めるときは普通財産使用承認書を交付する。
- 4 使用承認の期間は、3年以内とする。ただし、特に必要があると認められるときはこの限りではない。
- 5 前項に規定する使用承認の期間は、更新することができる。

(貸付面積)

第5条 貸付面積の算出は、次のとおり処理する。

- (1) 貸付面積は実測面積又は登記簿等で計算し、小数点第2位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- (2) 一部を貸付けるときは、現地又は公図上で算出し、駐車場として貸付けるときは、進入路も面積に算入する。

(貸付料)

第6条 普通財産の貸付料は、別に定める普通財産(土地及び建物)貸付料算定基準(以下「基準」という。)に基づき算定、行政財産の貸付料のうち基準第1節2にかかるとする。普通財産と同様に算定し、その他のものは浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例(昭和39年3月30日浜松市条例第34号)第2条に基づき算定するものとする。なお、特に必要な場合は別に定めることができる。

- 2 貸付料については、前項なお書きによるものを除き3年ごとに改定(固定資産評価替の翌年度)を行うものとし、別に定める基準等に基づき算定した基準貸付料を3年間据え置くものとする。ただし、基準第1節3の調整措置を適用するもの及び一時貸付は除く。
- 3 年度途中で貸付け、返還させるときの貸付料は、基準により算出した年額を、月割り計算とする。ただし、貸付初日の属する月の貸付期間が1月未満のときは、当該1月未満の期間は日割り計算とする。
- 4 一時使用の貸付料は、前項にかかわらず基準により算出した年額を、日割り計算とする。この場合において、1年は365日とする。(閏年のときも同じ。)
- 5 第3項、第4項に係わらず電柱、地下埋設物、架空の工作物等(以下「電柱等」という。)を設置するときの貸付料は、貸付期間が1年以下のときは、基準により算出した年額を月割り計算とする。この場合において、貸付期間が1月未満のとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間又は1月未満の端数は1月として計算する。
- 6 貸付料に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

7 消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）の取扱いは、次の各号のとおりとする。なお、消費税に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(1) 建物（住宅は除く。）の貸付けにあつては、当該建物とこれにかかる土地の貸付料は消費税を徴収する。

(2) 土地の貸付けにあつては、消費税は徴収しない。ただし、貸付期間が1月未満の場合又は駐車場として整備してある土地を駐車場として貸付けるときは、消費税を徴収する。

（貸付中の財産の電柱等）

第7条 貸付中の財産に電柱等が設置される場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 電柱等の貸付けは、貸付物件の管理上支障がない限り貸付けすることができる。なお、当該財産の借受人の同意を必要とする。

(2) 電柱等の使用対価は借受人と1年以上の賃貸借契約のときは、原則借受人の収入とすることができ、使用貸借契約のときは、市の収入とする。

(3) 電柱等の貸付地が2か所以上に及ぶ場合には、当該貸付地に電柱等を設置する施行機関ごとに、できる限り一括して契約するものとする。

（貸付料の納付期限）

第8条 規則第26条の貸付料の納付期限は、次の各号のとおりとする。

(1) 貸付期間が1年以上の貸付料の納付期限は、年度分をその貸付年度内に納付させるものとする。なお、分割納付させることができる。

(2) 前号の分割納付期限は、次の方法とすることができる。

年2回分割納付。前期分として4月1日から9月30日までを9月30日、後期分として10月1日から翌年3月31日までを翌年3月31日とする。なお、貸付料が一円単位で割り切れないときは、その額を前期分で請求するものとする。また、当該日が浜松市の休日をも定める条例（平成元年条例第76号）第1条に該当するときは、市の休日の翌日をもって納付期限とする。

その他の分割納付。

(3) 電柱等は、翌年3月31日までに年額を納付させることができる。

(4) 一時使用の貸付料の納付期限は、貸付期間内とする。

（貸付料の未納）

第9条 前条の納付期限までに貸付料の納付がないときは、督促するものとする。督促の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。（市有財産有償貸付契約等の貸付料督促事務処理要領）

2 既往の期間にかかる貸付料未納額がある借受人から、規則第28条、第29条、第30条、第31条、第32条及び自動車保管場所承諾申込書が提出されたときは、当該未納額を完納させるように努めなければならない。

（貸付料の通知）

第10条 継続貸付期間にかかる貸付料は、年度当初に貸付料年額を借受人に通知するものとする。

(違約金)

第11条 有償貸付けにおける相手方が貸付財産の使用又は収益を目的とする権利の譲渡又は転貸をしようとするときは、市の承諾を要するが、これに違反したときは、違約金として違反した年度の貸付料年額相当分を徴するものとする。

(借地権の譲渡)

第12条 借地権の譲渡を承認するときには、借地権の譲受人に売り払うよう努めなければならない。この場合、借地権を控除し売り払いすることができる。

2 借地権の譲受人と貸付契約を締結するときには、借地権の譲受人は市と借地権の譲渡人との間の契約における借受人の地位を承継する。なお、貸付期間は前借受人との賃貸借契約(以下「原契約」という。)における残期間を、貸付料は原契約の残存額とする。

(契約の更新)

第13条 貸付料の改定を行う場合、又は貸付期間が満了し貸付契約の更新を行う場合は、貸付面積、貸付財産の利用状況、貸付料の収納状況等契約内容を十分検討し、その契約に定める義務の履行状況が適切でないと認められるものについては、その改善を図るとともに、必要に応じ貸付財産の契約更新に応じない等適切な措置を講ずるものとする。

(無償貸付け又は減額貸付け)

第14条 条例第4条第1号(第4条の2において準用する場合を含む。以下、次項及び第3項において同じ)の規定によって、財産を無償又は時価よりも低い価額で貸付け(以下「減額貸付け」という。)することができる場合の取扱は、次に掲げる区分によるものとする。

2 条例第4条第1号に該当する場合で、無償貸付けをすることができるものは、次の各号のとおりとする。

- (1) 特定目的をもって寄附を受けた財産をその用に供するもの
- (2) 誘致施設のうち、財産を提供することを条件とされているもの
- (3) 警察法(昭和29年法律第162号)附則による警察の用に供するもの
- (4) 合併以前より地域住民が設置運営している地区集会施設及び敷地。なお、土地改良事業等により市名義に変更されたものを含む
- (5) 地域住民の日常生活に必要と認められるもの
- (6) 児童遊園地等地域住民の健全育成や健康増進を図るための目的に供するもの
- (7) 防災対策の施設及び訓練、交通安全、防犯、テレビ難視聴(人工的な原因は除く)対策の施設、三角点・電子基準点の設置又はごみ及び資源物収集の施設の用に供するもの
- (8) 福祉施設その他これらに類する施設の用に供する目的で、社会福祉法人または学校法人に譲与した施設の運営に必要な財産を、その法人が福祉施設等の用に供するもの

- (9) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき
  - (10) 市の指導監督を受け、市の事務及び事業を補佐する者が、当該補佐する事務及び事業の用に供するため使用するとき。なお市の事務及び事業を補佐する者が自主事業を実施する場合であっても、主として公益の業を行うことを目的として設立されたものが、設立目的に従った本来の事業の用に供するため使用させるときも含む
  - (11) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条により採取計画の認可を受けて行なわれるべき土石又は生産物（立木除く。）の採取、静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）第3条による土地の掘さく、埋土又は盛土のために使用させるとき。（条件：市の指定する原状回復をさせる。境界標の復旧をさせる。産業廃棄物を埋めない等）
  - (12) 浜松市中山間地域振興計画（平成22年4月1日制定）に規定された中山間地域において、当該地域の活性化に有効であると認められるもの
  - (13) その他これらに類するもの
- 3 条例第4条第1号に該当する場合で、減額貸付けをすることができるものは、次の各号のとおりとする。
- (1) 時価の1/2以内を減額貸付けをすることができるものは、次のとおりとする。
    - ア 前項第8号以外の社会福祉法人が設置する福祉施設の用に供するもの。ただし、福祉施設建物の建床面積部分は無償扱いとすることができる。
    - イ 他の地方公共団体及び学校法人が設置する教育施設の用に供するもの
    - ウ 警察法附則適用以外の警察の用に供するもの
    - エ 運輸、通信事業その他の公益事業の用に供するもので、市の行う事業推進に寄与すると認められるもの。
    - オ 次に掲げる要件の全てを満たす団体が、その用に供するとき。
      - (ア) 本市に所在地を有していること。
      - (イ) 20歳以上の指導者が1名以上所属していること
      - (ウ) 団員（指導者を除く。以下同じ。）数が10名以上であること
      - (エ) 全ての団員が中学生以下の者（これに準じる者を含む。）であること
      - (オ) 団員の7割以上が本市に住所を有していること
      - (カ) スポーツ活動を主たる目的として、スポーツを継続的に行っていること
  - (2) 時価の2/3以内を減額貸付けることができるものは、自治会の集会施設等として貸付けるとき。ただし、前項第4号は除く。
- 4 条例第4条第2号（第4条の2において準用する場合を含む。）に該当するときで、無償又は減額貸付けをすることができるものは、次の各号のとおりとする。
- (1) 貸付中の財産が、風水害その他借受人の責に帰することができない事由により被害を受け利用不可能と認められる期間が生じたとき。
  - (2) 貸付中の財産が、前号の事由により被害を受け一部減失又はき損したときは、当該

減失又はき損した割合に応じ、原状回復するまでの間。

(特例条例による無償貸付け又は減額貸付け)

第14条の2 特例条例第2条により、普通財産を無償又は減額貸付けすることができるものは、当該普通財産の存する地域等から同意があり、且つ市長が認めた事業に限る。

2 前項に該当する場合の取扱は、次に掲げる区分によるものとする。

(1) 時価の80パーセント以内を減額し貸付けすることができるものは、その事業が浜松市中山間地域振興計画で掲げる主要施策のうち2つの事項に該当すると認められた場合。

(2) 時価の90パーセント以内を減額し貸付けすることができるものは、その事業が浜松市中山間地域振興計画で掲げる主要施策のうち3つの事項に該当すると認められた場合。

(3) 無償で貸付けすることができるものは、その事業が浜松市中山間地域振興計画で掲げる主要施策のうち4つ以上の事項に該当すると認められた場合。

(図書の内容)

第15条 区役所の区振興課長は、次の各号の願書に添付させるものは次のとおりとする。

(1) 規則第28条の財産借受名義変更届出のその他市長が必要と認める書類とは、連帯保証人の印鑑証明書とする。

(2) 規則第29条の賃借権等譲渡申込の市長が必要と認める書類とは、譲受人の戸籍謄本又は法人の登記事項証明書とする。

(申込書の標準処理期間)

第16条 区役所の区振興課長は、次の各号の申込書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内に申込書に係る承諾をするか否かの決定をするものとする。

(1) 規則第23条の規定による財産借受申込書

(2) 規則第29条の規定による賃借権等譲渡承諾申込書

(3) 規則第30条の規定による財産借受期間更新申込書

(4) 規則第31条の規定による借受財産現状変更承諾申込書

(自動車保管場所の証明)

第17条 借受人が貸付地の自動車保管場所使用の証明が必要なときは、自動車保管場所承諾申込書を提出させるものとする。なお、同居の者が申込むときは、住民票謄本を添付させるものとする。

2 前項の申込書を受理したときは、事実と相違ないことが判断できるときは、速やかに証明をするものとする。

3 前項の手数料は、浜松市手数料条例(平成12年浜松市条例第44号)第2条別表その他を適用する。なお、納付方法は現金又は浜松市収入証紙条例(昭和39年浜松市条例第30号)による。

(貸付け等に関する合議)

- 第17条の2 規則第23条第2項に規定する貸付け、規則第24条に規定する貸付け以外の使用、規則第32条第2項に規定する財産の返還及び規則第41条各項に規定する貸付けに係る契約の解除等に関する合議事項及び合議先については別表のとおりとする。
- 2 入札による財産の貸付けをしようとするときは、前項に規定する合議を、当該入札の実施前にしなければならない。

## 第2章 処分

### (処分の原則)

第18条 普通財産の処分は、将来にわたって公用又は公共用に利用する計画がなく、特に保有、運用の必要がないと認められる財産は処分することができる。

- 2 普通財産の処分に当たっては、浜松市資産経営推進会議に諮らなければならない。ただし、国、他の地方公共団体が公共の用に供するとき、又は第22条に該当する不動産並びに面積が比較的小規模な土地を処分するときはこの限りでない。

### (財産の評価方法)

第19条 財産の評価は、適正な価格(以下「適正価格」という。)とし、高価な財産及び専門的な評価を必要とする財産については、不動産鑑定士に評価依頼する。

- 2 前項の高価な財産及び専門的な評価以外の土地は、次に掲げる価格を参考として算出することができる。

ア 当該普通財産の取得価格

イ 付近の売買実例価格

ウ 近隣地域内、類似地域内の地価公示法(昭和44年法律第49号)第2条の規定による標準地価格である地価公示価格、又は国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条の規定による基準地価格である標準価格

エ 近隣地域内、類似地域内の相続税課税標準額又は固定資産税課税評価額。(相続税課税標準額は、その評価割合は公示価格の8割程度、固定資産税課税評価額は、公示価格の7割程度を目安とする。)

オ その他市長が別に定める算定方法

### (財産の売払い等)

第20条 普通財産を売却する際は、次のいずれかの方式によるものとし、実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(1)一般競争入札方式

(2)公募抽選定価方式

(3)媒介方式

(4)随時公募方式

(5)随意契約方式

- 2 地形長狭地等の買入れ希望者に、測量登記等の負担を依頼することができる。
- 3 採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条により採取計画の認可を受けて行なわれる土石又は生産物の採取については、申込は規則第35条を適用し、採取料は浜松市普通河川条例（昭和46年浜松市条例第27号）を適用するものとする。

（借地権の控除）

第21条 貸付財産を借受人に処分するときは、貸付期間が5年以上のものについては借地権を控除して処分することができるものとし、その控除額については次の各号のとおりとする。

(1) 有償貸付期間が5年以上の場合

適正な価格  $\times 1 / 2 \times ((\text{経過年数} - 5) \times 0.05 + 0.25)$

(2) 有償貸付契約期間が20年以上の場合

適正な価格  $\times 1 / 2$

(3) 前号の基準によることが適当でないと認められるときは、鑑定評価等によることができる。

（借地権での売払いの特約）

第22条 借地権の控除により処分した土地は、その相手方が所有権移転後5年以内に売払い、贈与又は交換並びに出資等による所有権の移転をしようとするときは、市の承諾を要する。なお、これに違反した場合は、違約金として前条により控除した額を徴収することとする。

（延納の特約）

第23条 普通財産の処分に際し、処分代金の全額を納付することが困難であると認められるときは、規則第37条に基づく利息を付し、特別なものを除き3年以内で年2回払いを限度とし、確実な連帯保証人1名を選任させるものとする。

（譲与及び減額譲渡）

第24条 条例第3条の規定によって、普通財産を譲与し又は時価よりも低い価格で譲渡する場合の取扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 条例第3条第1号に該当する場合で、譲与することができるものは次のとおりとする。

ア 主として市有財産の利用効率を増すことの目的をもって、国、他の地方公共団体等の道路、水路、危険防止施設用地等として提供するとき。

イ 貸付物件において市の負担する改修費用が多額となり、維持管理していくことが適当でないと認められるものを、地域住民の利便を図るため自治会等に提供するとき。

(2) 条例第3条第2号に該当する場合は、次の算式により算定した価格で譲渡するもの



とする。

$$\text{計算式} \\ \text{譲渡価格} = A \times \left[ \frac{B}{1 - B + C} \right]$$

A 時価

B 条例第3条第1号の公共団体が維持及び保存のために負担した費用の額を物価指数（日本銀行調査卸売物価指数による。以下同じ。）に基づいて修正した金額。

C 市が当該普通財産の取得及び管理のために負担した費用の額を、物価指数に基づいて修正した金額の合計額。

(3) 条例第3条第3号に該当する場合は、次のとおりとする。

ア 寄附を受けた普通財産については、次の一に該当する場合を除き譲与することができる。

ただし、当該普通財産に対し市が著しく多くの有益費を出しているときは、当該有益費の支出によって現に存するものの価格に相当する対価で譲渡するものとする。

A 特定の目的をもって寄附を受けた財産を、その目的にそった施設等の拡充整備を図るための財源とする目的を持って用途廃止したもの。

B 寄附の際、特約をした場合を除くほか、寄附を受けたときから20年を経過しているもの。

イ 寄附の際、特約をした場合を除くほか、寄附を受けたときから20年を経過しているときは、時価からその1/5以内を減額した対価で譲渡することができる。

(4) 条例第3条第4号に該当する場合

(5) 条例第3条のうち2以上の号に該当するときは、時価からその減額する額の合計額を減額した価格で譲渡することができる。ただし、減額する額の合計額が時価の1/2以上となるときは1/2を限度とする。

2 廃墓地敷については、旧部落有財産又は寄附等の経緯があつて、譲渡後に公共用に供する場合は譲与するものとし、その他の用に供する場合は、譲渡を申請した者が処分時まで負担した通常の諸経費相当額を控除した額で譲渡するものとする。

（狭い道路の拡幅整備）

第25条 処分する普通財産が、浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例（平成14年条例第36号）に該当するときは、同条例第11条第1号の規定にかかわらず、必要に応じて、後退、隅切り部分の拡幅整備をするものとする。ただし、借受人に処分するときは借受人の建物、構造物及び立木等について借受人と協議するものとする。

（違約遅延料）

第26条 消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の消費者に該当する者に財産を売払いし、債務の履行を遅延したとき（市長が認める理由がある場合を除く。）は、浜松市契約規則（昭和39年規則第31号）第32条第1項にかかわらず、契約金

額の年14.6パーセントに相当する額の違約遅延料とする。

(財産譲受申込書の標準処理期間)

第27条 区役所の区振興課長は、財産譲受申込書を受理したときは、受理した日から起算しておおむね180日以内に財産の売払いを承諾するか否かの決定をするものとする。ただし、公募は除く。

(財産処分に関する合議)

第27条の2 規則第35条第2項に規定する財産の売払又は譲与、同条第3項に規定する財産の交換及び規則第41条第1項に規定する財産処分に係る契約の解除等に関する合議事項及び合議先については別表のとおりとする。

2 入札による財産の売払いをしようとするときは、前項に規定する合議を、当該入札の実施前にしなければならない。

### 第3章 取得

(寄附申込書の標準処理期間等)

第28条 主管の長は、寄附申込書を受理したときは、受理した日から起算しておおむね180日以内に寄附の申込みを承諾するか決定をするものとする。

2 規則第18条の規定による財産の寄附申込のその他市長が必要と認める書類とは、不動産にあっては公図写しとする。

(財産取得に関する合議)

第29条 規則第16条に規定する財産の取得に関する合議事項及び合議先については別表のとおりとする。

### 第4章 その他

(財産適正管理推進員の業務)

第30条 規則第3条第2項に規定する財産適正管理推進員は、財産の取得、借上げをするときは、当該土地、建物の登記事項証明書等で所有権その他の権利について確認しなければならない。(平成12年11月1日付け浜財管号外「管財課合議における登記簿の確認及び登記簿謄本の添付とそのコピーの提出について」)

(火災保険)

第31条 構造級1級の施設(鉄筋・鉄骨コンクリート、同施設内の機械装置含む。)の火災保険の加入(実損割合)率については、次のとおりとすることができる。

- |             |           |
|-------------|-----------|
| (1) 住宅      | 65パーセント以上 |
| (2) 体育館、ホール | 80パーセント以上 |
| (3) その他     | 50パーセント以上 |

(その他の合議)

第31条の2 規則第20条に規定する財産の所管替え、規則第21条に規定する用途変

更及び廃止及び規則第42条に規定する地区編入の承認等に関する合議事項及び合議先については別表のとおりとする。

(様式)

第32条 この要領の施行に必要な様式は、別に定める。

(特別措置)

第33条 特別の事情により、この要領によることが適当でないと認められるときは、その理由を付した案により市長の決裁を受け、事務処理することができる。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年2月13日から施行する。

2 平成23年度予算に係るものはこの要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

1 この要領は平成28年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日において、現に貸付け中の財産に関する第14条の2の適用については、現契約の更新時から適用するものとする。

別表（第17条の2、第27条の2、第29条、第31条の2）

	合議事項・合議先	本庁組織			区役所組織			関係条項
		財務部長 合議	庁舎・資産 管理担当 課長合議	財務部長 合議	庁舎・資産 管理担当 課長合議	区振興 課長合議		
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付け</li> <li>貸付契約の変更、解除</li> </ul>	公有財産を新規に貸付しようとするとき又は契約の変更（期間短縮及び貸付料の変更を除く。）若しくは解除をしようとするもののうち、下記に掲げるもの（ただし、電柱等を除く。）						第17条の2
		契約期間が1年以内	-		-	-		
	契約期間が1年超（自動更新含む）							
	貸付け以外の使用	貸付以外の方法により普通財産を使用し、又は収益させる場合						
	貸付財産の返還	貸付財産の返還を受けようとするとき（ただし、1年以内の貸付けを除く）						-
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>売払、譲与又は交換</li> <li>売払、譲与又は交換契約の変更、解除</li> </ul>	財産の売払、譲与若しくは交換をしようとするとき又は財産の売払、譲与若しくは交換契約の変更をしようとするとき						第27条の2
		<ul style="list-style-type: none"> <li>土地：4,000万円未満</li> <li>その他：500万円未満</li> </ul>	-		-		-	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地：4,000万円以上</li> <li>その他：500万円以上</li> </ul>					-		
	地形長狭地等の処分価格の決定	長狭地等の処分価格を決定しようとするとき						-

	合議事項・合議先	本庁組織		区役所組織			関係条項
		財務部長 合議	庁舎・資産 管理担当 課長合議	財務部長 合議	庁舎・資産 管理担当 課長合議	区振興 課長合議	
3	取得（寄附以外）	財産を取得しようとするとき（道路、河川又は水路用地で、1,000万円未満のものを除く。）					第29条
		・土地：4,000万円未満 ・その他：500万円未満	-		-		
	・土地：4,000万円以上 ・その他：500万円以上					-	
	寄附の受納	寄附を受納しようとするとき（ただし、道路、河川又は水路用地を除く。）					
・土地：評価額が4,000万円未満 ・その他：評価額が500万円未満 ・評価額の算定が困難なもの		-		-		-	
		・土地：評価額が4,000万円以上 ・その他：評価額が500万円以上				-	
	土地の収用	土地を収用しようとするとき					-
4	所管替	財産の所管替えをしようとするとき					-
	行政財産の用途変更又は廃止	行政財産の用途を変更し又は廃止しようとするとき（ただし、道路、河川又は水路用地は除く）					-
	公有財産の土地改良事業及び土地区画整理事業施行区域内への編入の承認又は同意	土地改良事業施行地区又は土地区画整理事業地区に編入されることについて承認又は同意をしようとする場合（ただし、道路、河川又は水路用地は除く）					-